r6物価_3_2

令和6年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県区分	【19_山梨県】	電話番号	0556-22-7216
地方公共団体名（コード有り）	19368_山梨県富士川町	メールアドレス	
都道府県・市町村コード（5桁）	19368		
担当部局課名	政策秘書課		
担当者氏名			

交付対象経費(地方単独事業費)（R5経済対策分）	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①にかかる交付対象経費	–
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②にかかる交付対象経費	7,070
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③にかかる交付対象経費	987
	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④にかかる交付対象経費	195,050
	国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤にかかる交付対象経費	5,494
	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥にかかる交付対象経費	–
交付対象経費(地方単独事業費)（R6経済対策等分）	国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦にかかる交付対象経費	13,752
	国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧にかかる交付対象経費	54,000
	国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨にかかる交付対象経費	3,062
	国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩にかかる交付対象経費	–

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–	既配分額 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	7,070	既配分額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	987	既配分額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	–
既配分額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	156,890	既配分額 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–
既配分額 国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	5,494		
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–		

今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–	【調整後】今回配分予定額 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	13,752
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	–	今回配分予定額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	54,000
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	–	今回配分予定額 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	3,062
今回配分予定額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	38,160	今回配分予定額 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–
今回配分予定額 国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	–		
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–		

配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–	配分予定額計 国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦	13,752
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	7,070	配分予定額計 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費 交付限度額⑧	54,000
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	987	配分予定額計 国のR6補正予算分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費 交付限度額⑨	3,062
配分予定額計 国の予備費等（定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	195,050	配分予定額計 国のR6補正予算分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩	–
配分予定額計 国の予備費等（定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	5,494	小計　配分予定額（R6経済対策等分）	70,814
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–		
小計　配分予定額（R5経済対策分）	208,601		
		配分予定額計	279,415

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年度本省繰越分）	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（未配分額の減額後※）（※　第2回提出分までの配分予定額と同等）	7,070
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（※）（※　被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
小計　交付限度額②	7,070
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（未配分額の減額後※）（※　第2回提出分までの配分予定額と同等）	987
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（※）（※　被災世帯向け給付にかかる交付限度額の今回追加分）	–
小計　交付限度額③	987
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年7月5日通知分）	156,890
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和6年12月通知分）	–
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（今回追加分）	38,160
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額④	195,050
国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和6年7月5日通知分）	8,284
国のR5補正予算分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額④（令和6年12月通知分）	–
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（今回追加分）	1,036
国の予備費等（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑤	9,320
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年度通知分）	–
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和6年●月通知分）	
小計　交付限度額⑥	–
小計　交付限度額（R5経済対策分）	212,427

国のR6補正分（推奨事業メニュー分） 交付限度額⑦（令和6年12月17日通知分）	52,131
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費　交付限度額⑧（令和6年12月17日通知分）	59,705
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 給付費　交付限度額⑧（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑧	59,705
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費　交付限度額⑨（令和6年12月17日通知分）	5,947
国のR6補正分（令和6年度低所得世帯支援枠等分） 事務費　交付限度額⑨（令和7年●月通知分）	
小計　交付限度額⑨	5,947
国のR6補正分（給付支援サービス分） 交付限度額⑩（今回追加分）	–
小計　交付限度額（R6経済対策等分）	117,783

本省繰越希望額記載欄　R6経済対策等にかかる	【調整後】本省繰越希望額（R6補正により措置された推奨事業メニュー分　交付限度額⑦に係る希望額）（交付限度額⑦を上限とする）	38,379
	本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（給付費）交付限度額⑧に係る希望額）	5,705
	本省繰越希望額（R6補正により措置された令和6年度低所得世帯支援枠等分（事務費）交付限度額⑨に係る希望額）	2,885
	本省繰越希望額（R6補正により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑩に係る希望額）	–

※記載は不要

推奨事業メニューの本省繰越希望額の調整欄	【調整前】今回配分予定額　推奨事業メニュー（R6補正）交付限度額⑦	13,752
	【調整前】本省繰越額　国のR6補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額⑦	38,379
	本省繰越の追加希望額　手動入力分（調整用）	–

配分予定額計	279,415	移替先	総務省	交付限度額計	330,210

		Ｎｏ	国の予算年度（※R5補正、R6補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス（令和6年度）分）	B5 国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B6 国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B7 国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	279,415	279,415	–	7,070	987	195,050	5,494	–	13,752	54,000	3,062	–	–												
【R5経済対策】差押禁止法の対象範囲　※事務連絡参照	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	富士川町エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援給付金事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		8,057	8,057	–	7,070	987				–				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯　1570世帯×70千円　　のうちR6計画分 事務費987千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）その他　として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯　（1570世帯）	–	○	–	R5.12	R6.4	対象世帯に対して令和5年12月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5予備費（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）※不足額給付は含まない	2	R5_予備（※）	一体支援	○	○	○	新たな物価高騰重点支援給付金事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		200,544	200,544	–			195,050	5,494		–				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　340世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　113世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯　83世帯×100千円、子ども加算　226人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者　4405人（130150千円）　のうちR6計画分 事務費　5494千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）その他　として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（536世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（4405人）	–	○	–	R6.7	R6.11	対象世帯に対して令和6年9月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス（R5予備費）	3											–	–																							
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費（家計急変への横出し等・補正）	4											–	–																							
	一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											–	–																							
	事務費（上乗せ・横出し）	6											–	–																							
【R6経済対策等】差押禁止法の対象範囲　※事務連絡参照	令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	7	R6_補正	低所得	○	○	○	富士川町エネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援給付金事業	Ⅱ．物価高の克服	○	–		57,062	57,062							–	54,000	3,062		–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯　1700世帯×30千円、子ども加算150人×20千円　　のうちR6計画分 事務費　3062千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）その他　として支出］ ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1700世帯）	–	○	–	R7.3	R7.3	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス（R6補正）	8											–	–																							
	令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補正）	9											–	–																							
	事務費（上乗せ・横出し）	10											–	–																							
		11	R6_補正	推奨事業	○	○	○	富士川町学校給食費減免事業（物価高騰対策事業）	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		13,752	13,752							13,752					①町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費についいて、物価高騰の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を減免する。 ②減免児童への減免する給食費 ③第2子（1/2減免）26,840円×338人、第3子以降（全額免除）53,795円×87人 ④町（給食センター）	–	–	–	R6.4	R7.3	町が費用負担している給食費の減免分（R6.4～R7.3）	ホームページなど	対象分野に関連しない			R6当初（地）
		12											–	–																							